

## 契約締結前交付書面

この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお客様にお渡しする書面です。お客様は、当方との契約にあたり、この書面をよくお読み下さいますようお願い申し上げます。

名称及び氏名	トレードマスターラボ 堀田 勝己
住所	〒532-0011 大阪市淀川区西中島3丁目18番21号 NLC 新大阪 18号館 3-H
電話番号	06-4400-3105
金融商品取引業者	当方は、投資助言・代理業を行う金融商品取引業者です。
登録番号	近畿財務局長（金商）第317号
加入協会	一般社団法人 日本投資顧問業協会 会員番号 022-00257

### 1. 投資顧問契約の概要

- ① 投資顧問契約は、有価証券等の価値等の分析に基づく投資判断をお客様に助言する契約です。
- ② 当方の助言に基づいて、お客様が投資を行った成果は、すべてお客様に帰属します。当方の助言は、お客様を拘束するものではなく、有価証券等の売買を強制するものではありません。また、当方の助言は、お客様に特定の方法による有価証券等の売買を強制するものでもありません。
- ③ 当方の助言は、データの主観的分析による結果をお伝えするものであり、投資の成果を保証するものではありません。売買の結果、お客様に損失が発生することがあっても、当方はこれを賠償する責任（弁護士費用を含む）は負いません。また、お客様に対する特別の利益の提供は行いません。

## 2. 提供する投資助言の内容および方法・報酬等

当方は、お客様と取り交わす投資顧問契約に基づいて、以下に掲げるサービスの投資助言を行います。

お客様は、当方と取り交わす投資顧問契約に基づいて、以下に掲げるサービスの報酬をお支払いいただきます。

### ① 投資助言業務の方法及び内容並びにその回数と報酬額

サービス	ライブトレード 225
期間	1 か月
報酬額（税込/円）	29,150 円
内容及び方法	サービスプランは、主に日経 225 先物、日経 225 先物オプション、株式、FX、CFD に関する投資手法・判断（自らの売買状況を含む）等に関する情報のいずれかを、担当アドバイザーが取捨選択し提供します。情報は、マーケット営業日毎に 1 回を目安に、メール配信、ウェブサイト上での公開、ソフトウェアにより発信されるシグナル等により行います。

### ② その他の料金

お客様は、当方と取り交わす投資顧問契約に基づいて、以下の料金が発生するものとします。

内容	金額
入会金（初回のみ）	33,000 円(税込)

### ③ 報酬、その他の料金の支払時期、支払方法

報酬および入会金は、契約締結時に交付する書面の送付から 10 日後までにお支払いください。2 ヶ月目以降の報酬のお支払いは初回のお支払い日から 1 ヶ月後に支払うものとします。お支払方法は、クレジットカード決済となります。

#### ④ クレジットカード決済の自動更新について

クレジットカード決済は、契約が更新されれば自動更新となり、退会のお申出がない限り毎月課金されます。更新手続は要しません。

### 3. 契約期間

- ① 投資顧問契約の申込日から3営業日以内を目安として当方が別途指定する日（契約開始日）から1ヶ月間を、契約期間とします。
- ② 契約期間満了の5日前までに契約を更新しない旨の意思表示がない限り、契約は1ヶ月間自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。

### 4. 契約の解除

この投資顧問契約は、クーリング・オフの対象になります。具体的な取扱は、次のとおりです。

#### ①クーリング・オフ期間内の契約の解除

- (1) お客様は、契約締結時交付書面を受領した日から起算して10日間を経過するまでの間、書面又は電磁的記録による意思表示で投資顧問契約の解除を行うことができます。
- (2) 契約の解除日は、お客様がその書面を発した日、又はその電磁的記録を記録した記憶媒体を発した日となります。
- (3) この場合、入会金及び報酬（1か月）は発生しませんので、返金いたします。

#### ②クーリング・オフ期間経過後の契約の解除

- (1) クーリング・オフ期間経過後、当方へ書面又は電磁的記録による意思表示を行うことで契約を解除することができます。契約期間満了の5日前までにお客様が書面又は電磁的記録による意思表示を行った場合、契約期間満了日を契約解除日とします。お客様が契約期間満了日の4日前を経過後に書面又は電磁的記録による意思表示を行った場合、次回契約期間満了日を解除日とします。
- (2) 契約解除の場合は、解除までの期間に相当する報酬額をいただきます。報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額をお返しいたします。

## 5. 有価証券等に係るリスク

投資顧問契約により助言する有価証券等についてのリスクは、次のとおりです。

### ① 株式

株価変動リスク：株価の変動により、投資元本を割り込むことがあります。また、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込んだり、その全額を失うことがあります。

株式発行者の信用リスク：市場環境の変化、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により売買に支障を来し、換金できないリスクがあります（流動性リスク）。この結果、投資元本を割り込むことがあります。

### ② 信用取引等

信用取引や有価証券関連デリバティブ取引においては、委託した保証金や証拠金を担保として、それを上回る金額の取引を行うことがありますので、上記の要因により生じた損失の額が保証金、証拠金を上回る（元本超過損が生じる）ことがあります。

信用取引の対象となっている株式等の発行者等の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、信用取引の対象となっている株式等の価格が変動し、保証金、証拠金を割り込むこと、又、損失の額が保証金、証拠金の額を上回る場合があります。

### ③先物・オプション取引

株価指数先物・オプション取引の価格は、対象とする日経平均株価指数の変動等により上下し、損失が発生することがあります。委託した証拠金を担保として、証拠金を上回る多額の取引を行うことがありますので、上記の要因により生じた損失の額が証拠金を上回る（元本超過損が生じる）ことがあります。日経225オプション取引の売り方は、取引の市場価格が予想と反対方向に変化した場合の損失が限定されていません。

### ④ 外国為替証拠金取引等のリスク

為替変動リスク：外国為替証拠金取引等は、為替相場の変動リスクを伴う商品です。為替相場がお客様の予想通りに変動した場合は利益が得られる反面、為替相場がお客様の予想と反して不利な方向に変動した場合は、お客様が損失を被る可能性があります。

金利変動リスク：外国為替証拠金取引等では、お取引の決済が行われない限り

スワップポイントの受払いが発生します。スワップポイントは、各国の景気や政策等、様々な要因による金融情勢を反映した市場金利の変化に応じて見直されます。そのため、その時々金利水準によってスワップポイントの金額が変動する可能性があります。

また、スワップポイントをお客様が支払う場合、当該支払いにより、ロスカットレートが変動し、ロスカットまでの値幅が縮小する、又は、自動決済となる可能性があります。

流動性リスク： 金融市場の状況によっては、お客様が期待する為替レートでお客様が保有する建玉を決済することや新たに建玉を保有することが困難となるリスクがあります。

外国為替市場には値幅制限がなく、特別な通貨管理が行われていない日本円を含む主要国通貨の場合、通常高い流動性を示しています。しかし、主要国での祝日や、ニューヨーククローズ間際・週初めのオープンにおけるお取引等、当社の通常の営業時間帯であっても金融市場の状況によっては、レートの提示が困難になる可能性があります。また、政治、経済又は金融情勢の変化、各国政府の規制や外国為替市場の規制、通信障害、戦争、テロ等、不測の事態による取引制限が生じる可能性があります。

信用リスク： 外国為替証拠金取引等は、お客様と証券会社との相対取引となりますが、証券会社ではお客様とのお取引はカバー取引相手先との間でカバー取引を行うことにより、相対取引で生じたリスクをヘッジしています。したがって証券会社が注文を発注するカバー先金融機関等の信用状況の悪化によりカバー取引を行えないために、お客様が損失を被ることがあります。

レバレッジ効果によるリスク： 外国為替証拠金取引等では、預託すべき委託証拠金に比べてより大きい金額の外国為替証拠金取引等を行うこととなります。そのため委託証拠金の額を上回る多額の利益を得る機会があると同時に多額の損失を被る可能性があります。

#### ⑤ インターネット取引に伴うリスク

(1) インターネット取引を支えるシステム又はカバー先金融機関、証券会社、お客様を結ぶ通信回線等が正常に作動しない（システムの障害、回線の混雑等）ことにより、お客様が注文の発注、執行、確認、取消しなどが行えない等、支障が生じる可能性があります。

(2) システム上の何らかの事情により、お客様に市場実勢と乖離したレートを

提示し、そのようなレートを基準として約定が成立した場合は、約定が取り消される可能性があります。

(3) インターネット取引においては、お客様が売買注文の入力を誤った場合、意図した注文が約定しない、又は意図しない注文が約定する可能性があります。

(4) インターネット取引においては、ユーザーID・パスワードの情報が盗難等により第三者に漏洩し、第三者が漏洩情報を悪用し、お客様に損害が発生する可能性があります。

## 6. 租税の概要

お客様が有価証券等を売買される際には、売買された有価証券等の税制が適用され、例えば、株式売買益に対する課税、有価証券等から得る配当、利子等へ課税が発生します。

## 7. 投資顧問契約の終了の事由

投資顧問契約は、次の事由により終了します。

- ① クーリング・オフ又は、クーリング・オフ期間経過後において、お客様からの書面又は電磁的記録による契約の解除の申し出があったとき  
(「4. 契約の解除」をご参照ください。)
- ② 当方が、契約の不成立及び契約解除に該当すると判断したとき
- ③ 当方が、投資助言・代理業を廃業したとき

## 8. 禁止事項

当方は、当方が行う投資助言業務に関して、次のことが法律で禁止されています。

- ① 顧客を相手として又は顧客のために以下の行為を行うこと
  - 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は、外国市場デリバティブ取引
  - 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は、外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
  - 次に記載する取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
    - ・ 取引所金融商品市場における有価証券の売買、又は市場デリバティブ取引
    - ・ 外国金融市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引
  - 店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎもしくは代理

- ② 当方および当方と密接な関係にある者が、いかなる名目によるかを問わず、顧客から金銭、有価証券の預託を受け、又は当方及び当方と密接な関係のある者に顧客の金銭、有価証券を預託させること。
- ③ 顧客への金銭、有価証券の貸付け、又は顧客への第三者による金銭、有価証券の貸付けの媒介、取次ぎ、代理を行うこと。

## 9. 当方の苦情対応について

- ①当方は、お客様等からの苦情等のお申出に対して、真摯に、また迅速に対応し、お客様のご理解をいただくよう努めております。  
当方の苦情等の申出先は、下記「11. その他の概要」の通りです。また、ご指摘事項解決に向けての標準的な流れは次の通りです。
  - (1) お客様からのクレーム・ご指摘等の受付
  - (2) 当方担当者からの事情聴取と解決案の検討
  - (3) 解決案のご提示・解決

- ②当方は、上記によりご指摘事項の解決を図るほかに、次の団体を通じて苦情の解決を図ることとしています。この団体は、当方が加入しています一般社団法人日本投資顧問業協会からご指摘事項の解決についての業務を受託しており、お客様からのご指摘を受け付けています。この団体をご利用になる場合には、次の連絡先までお申出下さい。

◆特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター  
住所：〒103-0025  
東京都中央区日本橋茅場町2-1-1 第二証券会館  
電話：0120-64-5005（フリーダイヤル）  
(月～金/9:00～17:00 ※祝日等を除く)

## 10. 当方の紛争解決処理について

当方は、上記の特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センターが行うあっせんを通じて紛争の解決を図ることとしています。同センターは、当方が加入しています一般社団法人日本投資顧問業協会からあっせんについての業務を受託しており、あっせん委員によりあっせん手続きが行われます。当方との紛争の解決のため、同センターをご利用になる場合には、上記の連絡先までお申出下さい。

同センターが行うあっせん手続の標準的な流れは次の通りです。詳しくは、同センターにご照会下さい。

- (1) お客様からのあっせん申立書の提出
- (2) あっせん申立書の受理とあっせん委員の選任
- (3) お客様からあっせん申立金の納入
- (4) あっせん委員によるお客様、私ども会員業者への事情聴取
- (5) あっせん案の提示、受諾

## 11. その他の概要

分析者・投資判断者	堀田 勝己・石田 豪
助言者	担当アドバイザー 堀田 勝己・石田 豪
当方への連絡方法及び 苦情等の申出先	お問い合わせ窓口は 06-4400-3105 電子メール info@trade-ml.jp
加盟協会	一般社団法人日本投資顧問業協会
他の事業	セミナー等の企画・開催 各種情報商材の販売 情報提供サービス